

## 指名停止措置一覧（業務委託）

令和8年（2026年）1月27日現在

商号又は名称	代表者役職	代表者氏名	所在地	指名停止期間		事実の概要	措置理由
				(始)	(終)		
株式会社 中央技術コンサルタント	代表取締役	甲斐 琴子	東京都新宿区西新宿8-5-1	令和7年 (2025年) 8月5日	令和8年 (2026年) 5月4日	株式会社 中央技術コンサルタントの東北支店長（一般役員等）が、宮城県気仙沼市発注の「田中百目木線外4路線概略・予備設計業務」の入札において、公表されていない設計価格の情報を同市職員から入手し、入札の公正を害したとして、公契約関係競売入札妨害罪の疑いで、令和7年（2025年）7月21日宮城県警に逮捕された。	上記事実により、「熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱」、「熊本市上下水道局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱」、「熊本市交通局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱」及び「熊本市病院局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱」の第2条第1項別表第2第3の項（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当し、指名停止となったことが、熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱第2条第3項に該当するため。
株式会社 トーニチコンサルタント	代表取締役 社長	横井 輝明	東京都渋谷区本町1丁目13番3号	令和8年 (2026年) 1月27日	令和8年 (2026年) 4月26日	株式会社トーニチコンサルタントを含む6者は、特定跨線橋点検等業務の入札等に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年（2025年）12月19日付けで公正取引委員会から同法の規定に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。	上記事実により、熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱第2条第1項別表第2第2の項（独占禁止法違反行為）に該当し、指名停止となった。このことが、熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱第2条第3項に該当するため。